

会員通知 第21号
平成26年5月26日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の
改善に係る「業務規程」等の一部改正について

本所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成26年5月31日から施行します。

今回の改正は、上場会社に関し、報道等により投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれのある情報が生じた場合であって、その事実関係についての適時かつ適切な情報開示までに時間を要するときなどに、投資者に対してより機動的かつ柔軟に当該情報の存在を周知して注意喚起を行うことができるよう、現行の開示注意銘柄制度を改善するものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

本所は、次のa又はbのいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができるものとします。

- a 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。
- b その他上場有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき。

II. 施行日

平成26年5月31日から施行します。

以上

不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る
「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	3
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	4
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5
6. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程 並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	6

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第7節 投資者への注意喚起</u></p> <p>(投資者への注意喚起)</p> <p><u>第28条 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。</u></p> <p><u>(2) その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 特別会員の業務等</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 特別会員の業務等</p> <p><u>第28条 削除</u></p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等</p> <p>第4条の2 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている上場有価証券の発行者については、なお従前の例による。</p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等</p> <p><u>(開示注意銘柄の指定及び指定解除)</u></p> <p>第4条の2 <u>本所は、上場有価証券の発行者が、この章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、当該発行者が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、本所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、当該発行者により当該事実が開示された場合又は本所が第14条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、本所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。</u></p>

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条の2 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p><u>(1) 当該銘柄に関し、業務規程第28条に規定する注意喚起が行われた場合であって、本所が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されたとき。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄に指定された銘柄などにかかわる信用取引残高の公表)</p> <p>第2条の2 本所は、<u>株券上場廃止基準第3条の5に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合</u>には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 株券上場廃止基準第3条の5、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条から第15条まで及び第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第4条</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p>	<p>21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 株券上場廃止基準第3条の5、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の2及び第14条から第15条まで並びに第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第4条</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p>	<p>3. <u>第4条の2（開示注意銘柄の指定及び指定解除）関係</u></p> <p><u>第1項に規定する「当該事実が開示されていないことを周知される必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</u></p> <p><u>（1）第2条から第2条の2までの規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合</u></p> <p><u>（2）第3条第2項又は第4条第1項の規定に基づく開示を直ちに行わないと認められる場合にあつては、次のa又はbのいずれかに該当するとき</u></p> <p><u>a 上場有価証券の発行者に関し、上場有価証券の上場廃止の原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準じると認められる情報が生じている場合</u></p> <p><u>b 前aのほか、上場有価証券の発行者に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、当該上場有価証券の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合（当該上場有価証券の売買停止の場合を含む。）</u></p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条まで、第12条の2、第12条の3、第14条及び第15条並びに同規則の取扱い1.の2(1)に定めるところに準じることをいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている上場受益証券の発行者については、なお従前の例による。</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、第12条の3、第14条及び第15条並びに同規則の取扱い1.の2(1)に定めるところに準じることをいうものとする。</p>